

改正案	現行
<p>（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準） 第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。</p> <p>(2)(1) 十キロメートル毎時未満の速度 二 十キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十を減じて得た数値を七で除したものを二から減じた数値</p> <p>八・二（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準） 第一条の三 法第二条第一項第十一号の二の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 人の力を補うために用いる原動機が次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 二十四キロメートル毎時未満の速度で自転車を走行させることとなる場合において、人の力に対する原動機を用いて人の力を補う力の比率が、(1)又は(2)に掲げる速度の区分に応じそれぞれ(1)又は(2)に定める数値以下であること。</p> <p>(2)(1) 十五キロメートル毎時未満の速度 一 十五キロメートル毎時以上二十四キロメートル毎時未満の速度 走行速度をキロメートル毎時で表した数値から十五を減じて得た数値を九で除したものを一から減じた数値</p> <p>八・二（略）</p> <p>二（略）</p>